

被災された方に保険料の免除を行っています

1. 被害区分による免除額

被害区分	免除額	災害救助法の適用範囲
全焼または全壊 及び全部冠水	保険料 3 ヶ月分	・ 令和 7 年 8 月 6 日からの低気圧と前線による大雨
半焼または 半壊、床上 1m 以上の冠水	保険料 2 ヶ月分 ※右記の災害救助法の適用 市町村に住所を有する組合員 のみ保険料 3 ヶ月分を免除	・ 令和 7 年 8 月 20 日からの大雨 ・ 令和 7 年台風第 12 号 ・ 令和 7 年 9 月 2 日からの大雨 ・ 令和 7 年台風第 15 号
床上 1m 未満の冠水	保険料 1 ヶ月分	<適用市町村> 秋田県、石川県、静岡県、山口県、福岡県、熊本県、鹿児島県の一部市町村 詳しくは「内閣府防災情報のページ」をご覧ください☞ http://www.bousai.go.jp

※ 4 ヶ月目以降については、国保組合に対する国の財政支援の考え方、免除措置の延長の通達などが出された段階で改めて検討します。

2. 保険料の免除を受けるとき

被災された方は以下の書類を提出します。

- ① 保険料徴収猶予または減免に関する申請書
(記号番号、氏名、住所、免除を受ける理由等を記載)
- ② り災証明等免除の理由を証明する書類
(消防署、地方自治体などの公的機関発行の証明書)